

高齢者施設等への新規入所時の検査について

フリップ⑥

- ◆ 新規入所者について、入所時に、地域における新型コロナウイルス感染症の発生状況等を勘案して、医師が必要と認める場合には、症状の有無に関わらず保険適用による検査を行うことができる（対象施設及び対象者本人の検査費の負担なし）。
- ◆ 施設の連携医療機関による検査実施を周知。連携医療機関での検査体制が整っていない場合でも、診療・検査医療機関等を案内できるように相談窓口を新たに設置。（2月12日（金）から相談窓口の運用開始）

高齢者施設等への新規入所時の検査フロー

